

I 事故防止のための基本的な留意事項

1 事故防止の考え方

(1) 事故防止の概念

事故が発生すると、それは天災であるとか、運が悪かった、偶然だった等、不慮の事故として論ずることがある。

しかし、事故発生後にその原因を調べてみると、それは、何らかの要因があって、その結果生じたものであり、複数の要因が重なりあって起こるものである。

例えば、同じ行動をとっていても、ある生徒だけに何度も事故が発生したり、特定の場所で事故が発生したりすることがある。

これらの事例を分析すると、そこには必ず何らかの原因があり、その原因を取り除けば事故は防止できると考えられる。

また、日頃より、傷害に至らない事故誘因「ヒヤリ・ハット事例」についても思慮を巡らせる必要がある。

なお、日々の活動の中で出てきた「ヒヤリ・ハット事例」は記録にとどめ、研修などで事例を出し合い共有することも重要である。

「ハインリッヒの法則」(ヒヤリ・ハットの法則)

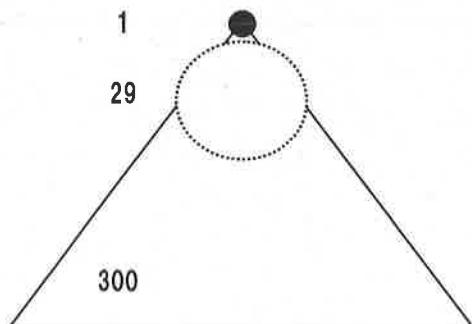
米国保険会社の安全技師のハーバード・ウイリアム・ハインリッヒは、1930年代に発表した論文の中で、重傷以上の災害が1件起きる背景には、軽傷を伴う災害が29件起きており、さらには危うく惨事になるような「ヒヤリ」としたり「ハット」したりするような出来事が300件あるという「1：29：300の法則」を見いだしました。

大事故の陰には、大事故に至らない軽症の事故が各地で発生しており、その背景には、ニアミスのような軽微な事例が日常的に埋もれているということです。

逆に言えば、日常の「ヒヤリとする体験」や「ハットする出来事」は、いずれ大きな事故につながる前兆であることを知っておく必要があります。

大事故は、偶発的に起こるものではありません。

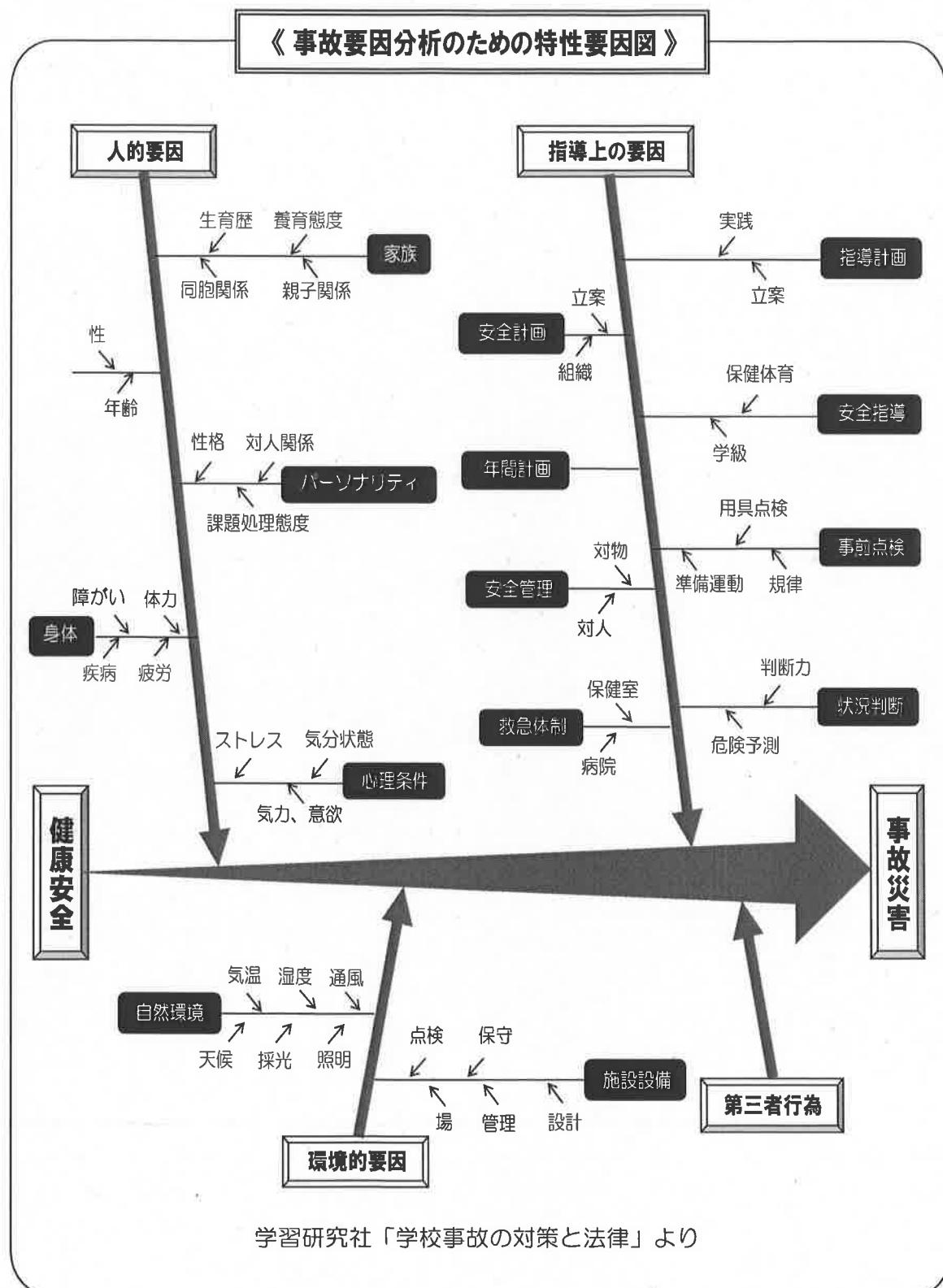
リスク・マネジメントの観点からは、部活動中、指導者や生徒が「ヒヤリ・ハット」するような経験をした場合には、放置せずに対策を講じておくことが大切であるという教訓ととらえるべきでしょう。



(2)事故の分析

事故は多くの要因が複合して起こるものである。事故の原因を単一的な要因と結論づけるのではなく、問題点を総合的に検討する必要がある。

ここでは、事故を解明する方法として、次の「事故要因分析のための特性要因図」を示すので、各学校における事故防止の研修等で扱ってもらいたい。



2 指導者に要求される注意義務の範囲

運動部活動は、学校教育活動の一環として位置付けられており、これを実施する学校は、参加する生徒の生命身体の安全を確保するため、万全の措置をとるべき義務を負っている。

そのため、指導にあたる教員（顧問）は、外部環境や生徒の能力等を勘案して発生する可能性のある危険を見し、これを回避するための適切な予防措置等をとらなければならない。

具体的には、顧問は、生徒の発達段階と能力に応じた活動計画を立てること、生徒の健康状態と能力を把握すること、生徒の安全に配慮した適切な指導を行うこと、監視体制及び立会・救助体制を整えること、事故が起きた場合に救護等の適切な事後措置をとること等の義務が課せられている。このほか、各種の大会や対外試合等であれば、大会の主催者、運営者等にも注意義務が課せられている。

以上のような注意義務を果たすためには、次のような事項に留意する必要がある。

(1)活動計画

事故を防止するためには、対象となる生徒の年齢、知識、体力、技能等に応じた適切な活動計画を立てる必要がある。

特に、合宿等の場合は、日常と異なる環境での練習が課せられることがあり、対象生徒の経験、技能、体力等を踏まえて過度にならない範囲の活動に努めるとともに、参加する生徒の健康状態や技能等をより適切に把握することが必要である。

(2)生徒の健康状態と能力の把握

運動部活動においては、顧問等が生徒の判断力、技能を適切に把握し、これに見合った指導が行われることによって、事故の防止につながる。

特に激しい身体活動を伴う種目を実施する場合には、その顧問等は、生徒の健康状態や技能、体力等に留意するとともに、疲労が著しい場合や技能が未熟な場合には、練習への参加や試合への出場を見合わせる等、生徒の安全に配慮すべき義務を負っている。

また、相手と激しく接触したり衝突したりすることが多い競技では、相手と技能、体力等に差があればあるほど危険性が増大すると考えられることから、相手チームの実力にも注意を払う必要がある。

自己点検の習慣化

各自が自分の体調を観察し、調子の悪い時には休んだり、軽く運動して様子を見たりするなどの対応ができるよう、日ごろから指導しておくことが大切である。

※運動強度と自分の脈拍数との関係

（日頃から調べさせておく）

※チェックリストを作成し、できれば対処の仕方も作成しておく。

メディカルチェック

内科検診と整形外科検診を定期的に受けることが望まれる。また、調子の悪い時には、いつでも検診が受けられるよう専門医師（学校医等）との連携を図ることが必要である。

(3)適切な指導(事故回避のための措置)

顧問は練習中や試合中の事故を避けるため、対象となる個々の生徒の状況や能力に応じて安全に配慮した適切な指導をすべき義務を負っていることから、危険性を高めるような指導をしたり、十分な準備もなく、いきなり高度な技術が必要な行為をさせたりしてはならない。

したがって、指導する種目には、どのような危険が内在するか的確に予見し、事故回避のために適切な措置をとることが要求される。

=個人差への配慮=

中学生や高校生の時期は個人差が顕著になることから、生徒の発育・発達を十分理解し、個々の能力、体力などにあった運動を行わせるようとする。



=段階的な指導=

基礎体力を身に付けさせ、易しい技術から段階的に難しい技術を身に付けさせるように配慮する。

=学校における熱中症予防のための指導のポイント=

- 「WBGT 31°C（乾球35°C）以上では、運動を原則中止する。」
- 直射日光の下で、長時間にわたる運動やスポーツ、作業をさせることは避けましょう。
- 屋外で運動やスポーツ、作業を行うときは、帽子をかぶらせ、できるだけ薄着をさせましょう。
- 屋内外にかかわらず、長時間の練習や作業は、こまめに水分、（0.1～0.2%食塩水あるいはスポーツドリンク等）を補給し適宜休憩を入れましょう。また、終了後の水分補給も忘れないようにしましょう。
- 常に健康観察を行い、児童生徒等の健康管理に注意しましょう。
- 児童生徒等の運動技能や体力の実態、疲労の状態等を把握するように努め、異常が見られたら、速やかに必要な措置をとりましょう。
- 児童生徒等が心身に不調を感じたら申し出て休むよう習慣付け、無理をさせないようにしましょう。
「熱中症を予防しよう -知って防ごう熱中症-」参照
https://www.jpnspor.t.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kenko/jyouhou/pdf/nettyuusyo/nettyuusyo_all.pdf

(4)監視体制

水泳等、事故が発生しやすく、しかもいったん事故が生じれば生徒の生命身体に重大な結果をもたらす種目については、直ちに異常が発見できるような体制を整えておく必要がある。

その体制の程度は、生徒の能力、指導内容の危険性も勘案し、判断する必要がある。

(5)立会・救助体制

運動部活動は、顧問の立ち会いのもとで指導することが原則である。

しかしながら、顧問が会議や出張等で不在の場合には、他の顧問と連携の上、部員同士で安全に練習できるよう練習計画の修正を行うとともに、練習内容を事前に他の顧問や生徒に連絡しておくことが必要である。

また、万一の事故に備え、救命用具等を準備するとともに、応急措置ができる体制を整えておくことが必要である。

(6)救護等の適切な事後措置

万が一、事故が起こった場合には、顧問等は被害を最小限にとどめるため、適切な措置をとらなければならない。具体的には、生徒の状況を的確に把握し、適切な応急手当を行うとともに、場合によっては養護教諭との連携により、医師の診断を仰ぐ等、被害の拡大を防止するための救護措置をとらなければならない。また、関係者や負傷生徒の保護者への報告等も必要である。

(7)大会の主催者、運営者等

生徒の生命身体に対する危険性が内在している種目について競技会等を開催するにあたっては、主催者、運営者等はその内在する危険性に対し、計画の準備段階から実施段階に至るまで、適切な措置をとることが必要である。

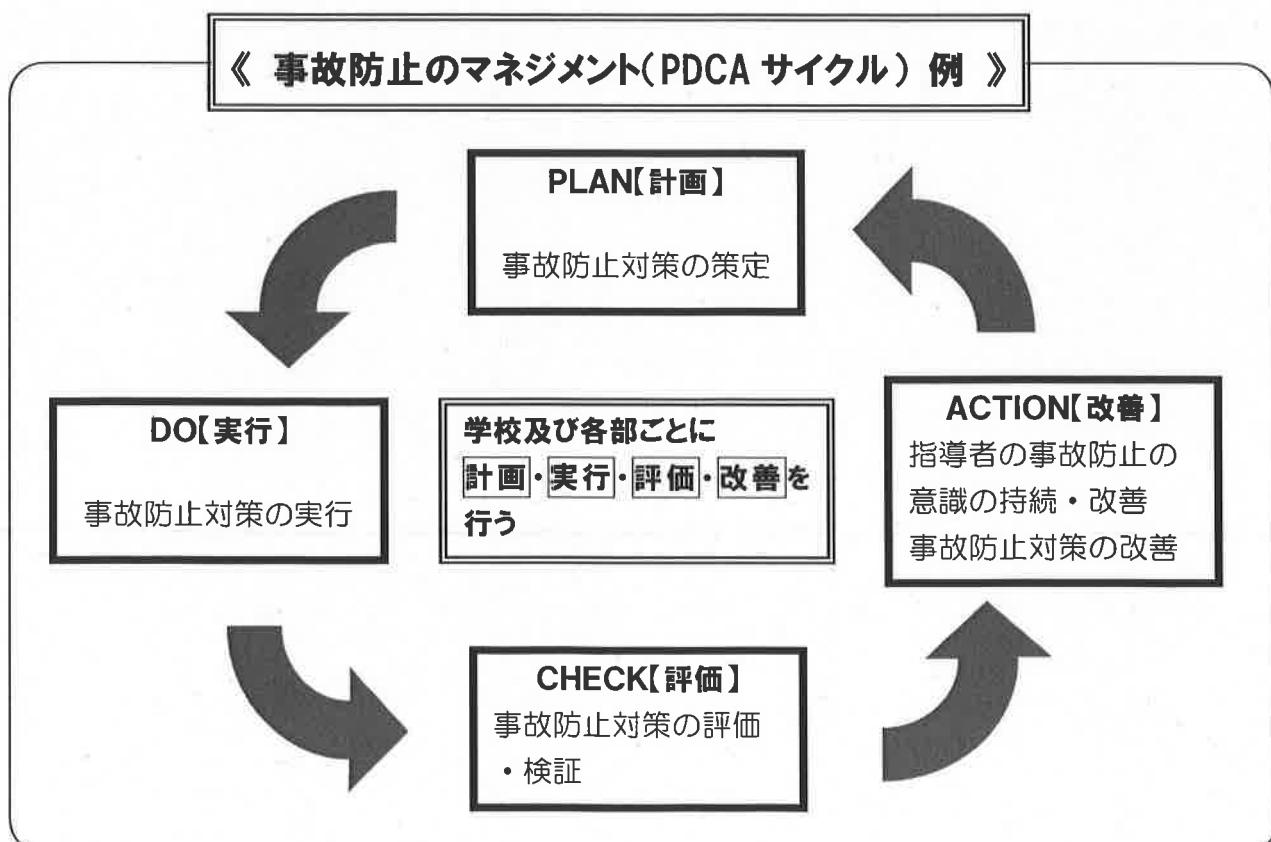
また、競技が危険を伴うものである場合には、大会参加者が安全に競技できるよう配慮し、救助を要する事態が発生した場合に、直ちに救助する義務を負うことになる。

3 事故防止のマネジメント

運動部活動は、学校教育活動の重要な場であることを踏まえ、校長は、各部の活動が安全かつ健全に行われるよう安全面に配慮し、万一に備えた救急処置の明確化、関係者への連絡システムの確立など救急体制の整備を図るとともに、各部の顧問などを監督し、適正な指導に万全を期すことが必要である。

また、各部の顧問は、直接指導に当たるよう努めるとともに、関係教員等の協力体制を整えて、部員から必要に応じ報告を求めたり、隨時巡回したりするなどの適切な方法により、その活動状況の把握に努め、活動全体を常に掌握することが必要である。

ここでは、「事故防止のマネジメント（PDCAサイクル）」の例を示すので、各学校における事故防止の研修等で扱ってもらいたい。



《事故防止のマネジメント(PDCAサイクル)具体例》

PLAN【計画】事故防止対策の策定

- 事故防止の優先順位を考慮する。[大きな事故の防止対策は最優先]
- 全職員が理解し、組織的に対応する対策を立てる。
- 法的規制等を遵守する。
[法的規制、ルールを遵守せず、事故になれば過失となる]
- 事故が起きても最低限の安全が保障される仕組をつくる。
[2重の安全対策・日頃の基礎練習・トレーニング]
- 事故が起きても最低限の被害にとどめる緊急対応の仕組をつくる。
[緊急時対応マニュアルの徹底方法等]

DO【実行】事故防止対策の実行

1 生徒への安全指導

- (1) 生徒が安全に活動できる知識と技能を身に付けさせる。
 - 生徒が守るべき事項を明確に指導する。
[事故防止策は抽象的な概念・理念ではなく、生徒が守るべき事項《施設面や技術面》を明確に指示する]
 - 事故防止対策の根拠を明確にする。
[何故その防止策を実行するのかという根拠を明確にする]
 - 基礎練習の反復、基礎トレーニングは必ず実施する。
- (2) 生徒に危険を回避させる力を身に付けさせる。
 - 危険を察知したら、仲間同士で協力して回避する力を身に付けさせる。
[練習前点検、危険な状況での声かけ等]

2 指導者の安全配慮等

- 生徒が気づかない危険を予見し、回避させる。または、危険な状況があれば、直ちに回避させる。
- 事故防止の注意事項を理解し、危険を予見する。

CHECK【評価】事故防止対策の評価・検証

- 事故防止策を再評価する。[事故防止策が有効であるかを評価・検証する]
(報告・連絡・相談体制の確認)
- 生徒の安全技能の評価をする。
- 事故発生後の事故原因(要因)の分析と安全対策の見直しの仕組をつくる。

ACTION【改善】指導者の事故防止の意識の持続・改善、事故防止対策の改善

- 職員研修(OJT、ケーススタディー等)、研修会等によるスキルアップを図る。